

第7回 八王子市子ども・子育て支援審議会

配付資料

(平成26年6月26日)

○基準の中間答申（案）	-----	1
○利用者負担の中間答申（案）	-----	5
○「こども育成計画」19の重点ポイントの進捗状況と課題	-	7
○第3次子ども育成計画「ビジョンすくすくはちおうじ（仮）」 策定ワーキングチーム中間報告	-----	15

別添

- 小学生の保護者を対象としたアンケート調査結果
- 小・中学生を対象としたアンケート調査結果
- パブリックコメント これまでに寄せられた意見
- 子どもとの意見交換会開催について

子ども・子育て支援新制度の施行に伴う設備・運営基準等について 中間答申（案）

1 児童福祉施設の設備及び運営の基準について

○本来、児童福祉施設の設備及び運営の基準については、中核市移行に伴い条例制定する基準であるが、この児童福祉施設のうち保育所に関する基準については、新制度施行に伴い制定・改正する条例と密接に関連するとともに、基本となる基準であるため、審議を重ねてきたところである。

（１）助産施設

①国基準どおりとする。

（２）母子生活支援施設

①国基準どおりとする。

（３）保育所

①乳児室の面積は、国基準では、乳児１人につき 1.65 m^2 以上と定められているところであるが、都条例と同様に 3.3 m^2 以上とし、保育の質を維持・向上していただきたい。

②満２歳以上の幼児を入所させる保育所については、国基準には定められていないが、都条例と同様に「医務室」を設けることとし、保育の質を維持・向上していただきたい。

③３歳以上の幼児に対する食事の提供については、保育所外で調理し搬入する方法により行うことができることとされているが、自園調理により、アレルギー対策や食育の推進などきめ細かい対応により引き続き食の安全安心を確保していただきたい。

④保育士の数は、保育士１人が受け持つ幼児数を少なくすることで、保育の質を向上していただきたい。

⑤保育所職員の保育に関する専門性を活用し、地域の実情に応じた子育て支援事業を行っていただきたい。

2 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準について

①保育士の数は、保育士１人が受け持つ幼児数を少なくすることで、保育の質を向上していただきたい。（保育所と同様）

②３歳以上の幼児に対する食事の提供については、保育所外で調理し搬入する方法により行うことができることとされているが、自園調理により、アレルギー対策や食育の推進などきめ細かい対応により引き続き食の安全安心を確保していただきたい。

（保育所と同様）

- ③乳児室の面積は、国基準では、乳児1人につき1.65㎡以上と定められているところであるが、都条例と同様に3.3㎡以上とし、保育の質を維持・向上していただきたい。
(保育所と同様)

3 家庭的保育事業等の設備及び運営の基準について

- ①幼児に対する食事の提供については、事業所外で調理し搬入する方法により行うことができることとされているが、自園調理により、アレルギー対策や食育の推進などきめ細かい対応により引き続き食の安全安心を確保していただきたい。(保育所と同様)
- ②保育士の数は、保育士1人が受け持つ幼児数を少なくすることで、保育の質を向上していただきたい。(保育所と同様)
- また、小規模保育事業B型については、認証保育所からの移行を想定し、保育従事者のうち保育士の割合を認証保育所と同程度にし、保育の質を維持・向上していただきたい。
- ③【事業所内保育事業】乳児室の面積は、国基準では、乳児1人につき1.65㎡以上と定められているところであるが、都条例と同様に3.3㎡以上とし、保育の質を維持・向上していただきたい。(保育所と同様)
- ④【事業所内保育事業】満2歳以上の幼児を入所させる保育所については、国基準には定められていないが、都条例と同様に「医務室」を設けることとし、保育の質を維持・向上していただきたい。(保育所と同様)

4 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準について

- ①国基準どおりとする。

5 保育の必要性の認定基準について

- ①事由については、ほぼ国基準どおりに既に運用されているので、引き続き保育の必要性の認定基準として、客観性、透明性を確保して運用していただきたい。

6 放課後児童健全育成事業の設備及び運営基準について

審議経過

- 放課後児童健全育成事業(学童保育所事業)の設備及び運営の基準について国は、学童保育所の質の確保と事業内容の向上を目指し、「社会保障審議会児童部会放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」が平成25年12月25日にまとめた報告書では、集団の規模はおおむね40人、職員を2人以上配置するなどの基準が示されている。
- こうしたことから、審議会の事業部会では、国の報告書の基準を例に、本市が実施している学童保育所事業を中心に、その設備及び運営基準について審議を重ねてきたところである。
- 平成27年度以降、学童保育所事業の量の拡充と質の改善を図るため、国の定める基準を踏まえて、本市の実情に応じた基準を定め、児童の健全育成の促進に寄与するべく対応されたい。
- また、法改正により、小学校6年生まで事業の対象範囲であることが明確化されたが、児童の放課後の居場所は、保育支援や学習、遊び体験等のニーズに応じて、学童保育所、放課後子ども教室、児童館等、児童にとって相応しい場所でより一層の自立と成長が促されるよう総合的な放課後児童対策を推進していくことが求められている。

(1) 従事する者

- ①職員の確保については、資質を備えた指導員の確保を優先すべきである。
- ②障害児保育等必要な知識、技能を向上させるための研修を受けさせたり、他事業の職員と交流することで、必要な知識の向上を図られたい。
- ③支援の単位当たり2名を配置し、そのうち1名は放課後児童支援員を配置すること。放課後児童支援員は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条「児童の遊びを指導する者」とする。補助員は、原則放課後児童支援員の有する資格を持つ者であることが望ましい。
- ④市立学童保育所においては、20人から40人の施設については、職員1名を加算して現行の職員数と同じとし、保育の維持・向上していただきたい。

(2) 支援の単位（施設規模ではなく、児童を指導する集団規模）

- ①支援の単位を構成する児童の数は、おおむね四十人以下とする。

(3) 施設・整備

- ①事業の専用スペースの面積は、児童1人あたり1.65㎡以上とする。ただし、待機児が発生する施設は、1.11㎡以上とする。
- ②体調が悪い時などに休息できる静養スペースを確保する。
- ③生活スペースにおいては、学年や男女への配慮を行う。また、必要に応じて間仕切り等で区切るなど、適切な環境を整えること。

(4) 開所日数、開所時間

- ①開所日数は、原則、一年につき250日以上とする。開所時間は、小学校の授業の休業日は1日につき8時間以上、授業の休業日以外の日は1日につき3時間以上とする。
- ②利用者のニーズに応じて延長保育を行うよう努めること。

子ども・子育て支援新制度の施行に伴う利用者負担額について 中間答申（案）

1 教育・保育施設及び地域型保育事業に係る利用者負担について

(1) 概要

- 子ども・子育て支援新制度における教育・保育施設等の利用者負担については、法律上、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定めることとされており、現行の幼稚園・保育所の利用者負担の水準を基に国が定める水準を限度として、実施主体である市が定めるものである。
- 具体的には、「保育認定を受けた子どもの利用者負担額」（保育所部分・地域型保育事業含む）及び「教育認定を受けた子どもの利用者負担額」（幼稚園部分）を定めることとなる。
- 事業者を支払う施設型給付費（運営費補助）については、「公定価格－利用者負担額」とされており、特に現行の幼稚園においては、市が定める利用者負担額が、新制度に移行するかしないかの判断材料の一つとなる。
- また、利用者（保護者）においても利用申込みをする際の判断材料の一つとなるものであるため、事業者及び利用者（保護者）に対して事前に周知することで、新制度の施行に向けた円滑な移行を進めていただきたい。

(2) 利用者負担額の考え方

利用者負担額の設定については、次の視点に基づき定めていただきたい。

●保育認定を受けた子どもの利用者負担額（保育所部分・地域型保育事業含む）

- ① 標準時間と短時間の2つの区分設定
- ② 保育所以外の施設・事業所は直接徴収となるので階層区分は一定程度単純化
- ③ 低所得世帯の負担軽減を拡充
- ④ 3歳以上で負担割合が低くなっている階層を適正化
- ⑤ 国基準の第8階層に対応する階層の新設（高所得世帯の負担見直し）
- ⑥ 負担増となる階層については一定の激変緩和措置（経過措置）

●教育認定を受けた子どもの利用者負担額（幼稚園部分）

- ① 給食費を実費徴収している点に留意
- ② 負担増となる階層については一定の激変緩和措置（経過措置）
- ③ 保護者負担軽減補助金（都補助）の取扱いが決定されるまで仮置き

●共通

- ① 現行の利用者負担額の水準を基本
- ② 両者のバランスを考慮
- ③ 低所得世帯に対する実費徴収に係る補足給付を検討
- ④ 多子世帯の保護者負担軽減を考慮

2 学童保育所に係る利用者負担について

(1) 審議経過

- 子ども・子育て支援新制度において、放課後児童健全育成事業（学童保育所）の対象年齢が、小学校6年生まで拡大されることとなった。また、国が定める基準を踏まえ、市が放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を条例で定めることとされ、事業の事前届出制度が創設された。
- 本市の現状に目を向けてみると、全ての小学校区に公設学童保育所の設置や延長保育の実施、入所要件の拡充など保育の質の維持、向上を図ってきたところである。
- 入所申込者数の増加に伴い待機児童数も年々増加しており、新たな施設の整備や放課後子ども教室をはじめとした他の健全育成事業との連携を図りつつ総合的な放課後対策に取り組むことが求められている。
- 本審議会の事業部会では、このような現状を踏まえて、本市の学童保育所の利用者負担について、調査審議を重ねてきたところである。
- 国が示している経費の負担割合に基づく学童保育所の利用者負担額では、児童1人当たりの月額費用額は、ほぼ同額程度で推移している。また、利用者負担水準の他市比較においては、多摩26市のうちほぼ中位に位置している。
- 新制度移行後（27年度以降）は職員配置基準の変更による職員増が見込まれ、運営費（指定管理料）の人件費分が増額となる見込みである。また、国や都からの財政支援が明確にされていない状況ではあるが、新制度移行後の児童1人当たりの月額費用額は、増額することも予想される。
- 他市と比較したサービスの充実度合いなども踏まえて、次のとおり中間答申とする。

(2) 利用者負担額の考え方

利用者負担額の設定については、次の視点に基づき定めていただきたい。

●学童保育所保育料

- ① 受益者負担の観点から保育料の引き上げも含めた検討
- ② 子育て世帯への負担軽減への配慮

●学童保育所保育料の減免

- ① 応能負担の考え方を取り入れた減額及び免除の検討

●多子軽減・ひとり親家庭

- ① 子育て世帯への負担軽減のため、多子軽減の拡充検討
- ② ひとり親家庭に対する配慮

「こども育成計画」 19の重点ポイントの進捗状況と課題

施策目標	子どもの自立支援
取り組み	1 子どもが相談しやすい場所や人の充実
目的	虐待やいじめ、不登校など子どもの権利侵害が深刻な状況にあるため、子ども自身が安心して相談できる場所や人の充実を図る。
計画上の取り組み (計画 P151)	・不登校、虐待などに関する子どもの相談窓口の充実／気軽に相談できる人材や場所の拡充
進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども家庭支援センターでの総合相談 各センターで、0～18歳未満までの子どもからの相談を受けつけた。 ・児童館での支援 いじめや不登校など、子どもが抱える悩みを受け止める場として利用され、関係機関とともに支援を行った。(平成23年度835件・平成24年度995件・平成25年度1,662件) ・子ども電話相談 教育センターにおいて、「子ども電話相談」を受け付け、平成25年度は子ども本人からの相談を25回行った。
現状と課題	<p>(1) 家庭の養育力低下による児童虐待の増加や、離婚など家庭環境の変化、ネットいじめの増加など子どもを取り巻く環境は厳しさを増しており、子どもが直接相談しやすい窓口についての周知が必要となっている。</p> <p>(2) 児童館において、子どもからの相談件数が増加している中、日曜日は月1回の開館であり、居場所や相談場所としての充実が必要となっている。</p>
今後の方向性 新たな施策	<p>(1) 子ども家庭支援センターでの相談や子ども電話相談は引き続き実施していくが、相談窓口の周知や、子どもにとってより相談しやすい窓口の検討を行う。</p> <p>(2) 児童館の日曜開館について検討。</p>

施策目標	子どもの自立支援
取り組み	2 子どもの健康維持・増進
目的	子どもの体力低下や生活リズムの乱れといった、ライフスタイルや環境の変化による子どもの健康面で課題を改善するため、基礎体力を向上するとともに、子どもの頃から健康に対する意識を育む。
計画上の取り組み (計画 P152)	<ul style="list-style-type: none"> ・子どものスポーツ参加機会の拡大 ・子どもに対する健康教育の推進
進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ・地域におけるスポーツの場の提供 地域の子どものためのスポーツの場として、校庭や体育館を開放。小学校69校・中学校38校で開放。 ・地域の体育館におけるスポーツに親しむ機会の提供 ジュニア体操やチアダンス等、スポーツ教室を開催し、子どもの基礎体力の向上につなげた。 ・子どもの健康づくりについての啓発 健康フェスタの開催や、栄養士会による「わくわくキッズ料理教室」の開催など、子どもも楽しみながら健康づくりを体験できる事業を実施した。
現状と課題	<p>(1) 大人のライフスタイルの変化に左右され、朝食を食べない子どもや不規則な生活など、基礎となる体力や生活習慣が身につけていない現状がある。早寝・早起き・朝ごはんや食育、体力向上など、子どもの健康を育むために必要な知識を、まずは幼少期から保護者に啓発する取り組みが必要である。</p> <p>(2) 平成25年度体力測定の結果によると、市内小学校5年生の「ソフトボール投げ」については距離が短く、全国・東京都の平均と顕著な差が見られた。</p>
今後の方向性 新たな施策	<p>(1) (2) 母子保健事業や子育てひろば等、妊娠期から乳幼児期において、子どもの発育・発達、健康的な生活習慣等について保護者への啓発に取り組んでいくとともに、親子でスポーツや健康づくりを楽しみながら参加できる機会や情報の提供を行う。また、子育て支援機関と連携した子どもへの啓発の機会の充実に取り組む。</p>

施策目標	子どもの社会性の向上
取り組み	3 さまざまな世代、立場を超えた人々やいろいろな文化との交流の機会の充実
目的	少子化・核家族化により、様々な年代や子ども同士での関わりが少ない子どもに対して、交流の機会を提供することで、子どもの豊かな成長と人と関わる力を育む。
計画上の取り組み (計画 P153)	・異年齢児・高齢者・障害者との交流の場の充実
進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園での地域活動事業 民間保育園33園において、高齢者や障害者、地域の親子などとの交流を通じ、他者への思いやりや心の成長を育む機会をつくった。 ・児童館での赤ちゃんとのふれあい事業 乳幼児と児童とのふれあいを通じて、命の大切さや将来の親としての学びの場をつくった。(平成23年度23件・平成24年度32件・平成25年度59件) ・高齢者との交流 高齢者活動コーディネートセンターの学校ボランティアや老人クラブが実施する見守り活動を通じて、子どもとの交流を図った。
現状と課題	・少子化の進行により、成長課程で赤ちゃんとのふれあう機会が減り、命の大切さや未来の親としての学びの機会が減少している。赤ちゃんとのふれあい事業等により、乳幼児やその保護者と触れ合う機会が必要となっている。
今後の方向性 新たな施策	・学校や児童館での赤ちゃん・ふれあい事業の実施

施策目標	適切な支援が必要な子どもへの支援
取り組み	4 障害や発達が気になる子への早期専門療育・相談
目的	障害や発達ที่ 気になる子どもの療育や相談の充実を図ることで、子どもが本来持っている力を伸ばすとともに、家庭の不安と負担を軽減する。
計画上の取り組み (計画 P154)	<ul style="list-style-type: none"> ・相談事業の充実 ・療育機関の充実
進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ・心理発達相談と遊びグループ支援 3か所の保健福祉センターにて、発達健診や心理発達相談を実施するとともに、発達に課題がある子どもと保護者へのグループ支援を実施した。 ・放課後デイサービス事業 市内23か所で、放課後等デイサービス事業を実施するとともに(平成25年度・利用者442名)、児童発達支援事業を市内9か所で実施(平成25年度・利用者150名)。 ・教育相談 総合教育相談では、専門の相談員が113件の相談を受け付け、必要に応じ専門機関を紹介するとともに、認知発達検査を実施。件数は増加している。 ・巡回発達相談 発達が気になる子どもについて、保育園・幼稚園等に巡回発達相談を実施し、発達に応じた適切なアドバイスを行っている。(平成21年度から実施。平成25年度巡回発達276回) ・しまだ療育センター八王子を開設 都立小児病院跡地に「小児・障害メディカルセンター」開設。発達障害児とともに親への支援を行っている。(平成23年度)
現状と課題	<p>(1) 発達障害については、様々な機関や地域での障害に対する理解が進み、子どもや家族への支援に取り組んできたところである。引き続き、早期発見・早期療育に取り組むとともに、障害児支援のネットワークや個々の障害の状況に応じた生涯にわたるきめ細かい支援が求められている。</p> <p>(2) 集団で過ごす機会が少ない在宅子育て家庭への支援として、乳幼児期に親子で利用する子育てひろばの従事者へも障害についての理解を深める研修が求められている。</p>
今後の方向性 新たな施策	<p>(1) 障害児に関する施策の課題や情報を一元化していくネットワークの充実</p> <p>(2) 子育てひろば従事者への研修の実施。</p>

施策目標	子育て家庭への支援の充実
取り組み	5 ひとり親家庭、子育て困難家庭の自立支援
目的	生活・就労支援や経済的支援により、ひとり親家庭の自立を支援することで、安心して子育てし、子どもが健やかに成長している環境をつくる。
計画上の取り組み (計画 P155)	・ひとり親家庭への就労支援
進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援 ひとり親家庭に関する相談件数は増加しており（平成23年度1,846件、平成24年度2,202件、平成25年度2,491件）、母子自立支援員を1名増員し（平成23年度）、相談体制の整備を行った。 ・就労支援 母子自立支援プログラムについては、ハローワークと連携して就業支援を行ってきたが、なかなか申し込みにつながらない方が多かった、平成26年2月に、市役所内にハローワークの窓口が設置されたことにより、プログラム策定件数が増加。平成23年度から対象が父子家庭の父にも拡大。（平成23年度12件、平成24年度6件、平成25年度25件） また、平成25年度から資格取得を支援する母子家庭等自立支援給付金事業の対象も父子家庭へ拡大された。 ・生活の場の整備 保育所や市営住宅の優先入居、ホームヘルプサービスなどの生活支援、DV被害者の母子生活支援施設の利用など、安心して生活ができる場の整備。 ・経済的支援 児童扶養手当・児童育成手当の支給及び母子福祉資金の貸付などを実施。なお、児童扶養手当は平成22年8月から、対象が父子家庭の父にも拡大された。 ・寡婦（夫）のみなし適用 未婚のひとり親家庭の保育料等に寡婦（夫）控除をのみなし適用し、経済的負担を軽減し、自立を支援（平成25年度～）
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> (1) ひとり親家庭の世帯数は、微増傾向であるが、今後も自立にむけた支援の充実が必要。 (2) 母子家庭では非正規雇用の割合が高く収入が不安定である。貧困が連鎖しないよう、子どもの学力向上に対する支援や居場所づくりなど、子ども自身に対する支援が求められている。 (3) 父子家庭は、子どもについての悩みの相談相手がいない割合が高く、相談のしやすさや周知が課題となっている。
今後の方向性 新たな施策	<ul style="list-style-type: none"> (1) 母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施 相談窓口や就労支援についての周知を強化 (2) 貧困の連鎖を断ち切るための子どもに対する学習支援 (3) 父子家庭に対する支援の拡充

施策目標	子育て家庭への支援の充実
取り組み	6 家庭教育への支援の充実
目的	家庭・学校・地域が連携し、子育てに必要な知識・情報が適切に得られるよう、家庭教育への支援を充実する。
計画上の取り組み (計画 P156)	・家庭教育への支援の充実
進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度より、家庭で基本的な生活・学習習慣を身に付けてもらうために、「みんなで育てよう八王子の子ども」家庭教育8カ条のリーフレットを作成し、学校・幼稚園を通じて全児童・生徒・年長児の家庭に配布。（保育園年長児については、今年度配布予定。） ・「家庭学習のポイント」をホームページに掲載し、周知を図った。（平成25年度）
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> (1) 核家族化の進行により祖父母等からの子育ての知恵の伝承がしにくく、地域や家庭の教育力の低下が問題となっている。早寝・早起き・朝ごはんや食育、基本的な生活習慣など、子育てに必要な知識や情報が適切に得られるよう、子どもの年齢・発育にあった知識・情報の提供が必要であり、啓発や学習機会の充実を図っていく必要がある。 (2) 特に、乳幼児期・就学前に心と体の基礎が育つため、早期の情報提供・支援が求められている。
今後の方向性 新たな施策	<ul style="list-style-type: none"> (1) 母子保健事業や子育てひろば等、保護者が集まる様々な場所を活用して、保護者への情報提供や啓発を行う。 (2) 子育てガイドブックやメールマガジン（平成26年度～）等、市の子育てに関わる情報発信の中で、子どもの成長に即した知識を提供する。

施策目標	母子保健サービスの充実
取り組み	7 虐待防止・早期発見などの支援の充実
目的	母子保健サービスの中で、養育困難な保護者の早期把握や個別支援の継続を行うことにより、安心して妊娠・出産ができる環境づくりを行い、児童虐待の予防や早期発見につなげる。
計画上の取り組み (計画 P157)	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診等で発見された育児困難者への継続支援 ・乳幼児健診未受診者への支援 ・虐待防止のための啓発活動
進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ・養育困難な保護者や乳幼児健診未受診者への対応強化 平成19年度から、乳児家庭全戸訪問事業を実施し、育児に負担感を感じたり養育が困難と思われる保護者を把握するとともに、乳幼児健診未受診者に対して、電話・訪問を行い、関係部署で連携をしながら継続支援に取り組んだ。(平成24年度～) ・特定妊婦への対応 妊娠期からの支援を特に必要と考えられる特定妊婦を妊娠届から把握し、支援を行っている。 ・医療機関との連携強化 児童虐待の発見機関となる小児医療機関と定期的に連携し、事例検討により顔の見える連携づくりを行っている。(平成24年度～)
現状と課題	<ol style="list-style-type: none"> (1) 乳幼児健診未受診者への文書・電話・訪問等の対応や関係部署との連携により把握をしているが、所在や居住実態がつかめない家庭へのアプローチについて検討が必要である。 (2) 望まない妊娠や児童虐待を防ぐためには、妊娠や育児期からではなく、思春期からのアプローチが必要。 (3) 妊娠早期より信頼できる相談窓口と結びつき安心して子育てができるしくみづくり。
今後の方向性 新たな施策	<ol style="list-style-type: none"> (1) 妊娠初期からの切れ目のない母子保健サービスの提供により、発達・発育の心配や育児困難・児童虐待の早期発見、適時対応ができるよう、さらに取り組みを充実させる。 (2) 望まない妊娠や児童虐待を防ぐ取り組みとして、赤ちゃんふれあい事業等により、思春期から命の大切さや妊娠、子育てについて考える機会を提供する。 (3) 妊娠早期から専門的な相談や地域での身近な場所で相談ができるしくみをつくる。

施策目標	子育て支援のためのネットワークづくりと充実
取り組み	12 総合的な相談事業の強化
目的	専門相談の体制づくりや人材育成により、安心して相談ができる環境づくりを進める。
計画上の取り組み (計画 P162)	<ul style="list-style-type: none"> ・医師、歯科医師、薬剤師、栄養士による相談体制の充実 ・身近な相談機関の充実
進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ・総合相談の実施 市内6カ所の子ども家庭支援センターにて子育てに関わる総合相談を受けるとともに、児童相談所等の関係機関と連携し、児童虐待等の対応や見守りを行った。 (相談延件数：平成22年度18,087件、平成23年度18,318件、平成24年度21,369件、平成25年度27,658件) ・子育て相談のワンストップサービス 「子ども支援スキルアップ研修」の実施により、子どもに関わる職員が、支援が必要な子どもや家庭を適切な相談窓口につなげ、関係機関との連携を行うケースマネジメントスキルの向上を図るための独自研修を実施。(子ども支援ワーカー1級7名・2級43名) ・医師等による子育て相談の実施 子ども家庭支援センターにて、毎週日曜日に医師や歯科医師等の専門家による子育て相談を行い、安心して相談できる環境を整えた。
現状と課題	<ol style="list-style-type: none"> (1) 行政等の相談窓口に加えて、さらに身近な場所で気軽に相談ができるしくみづくりが課題。 (2) 「子ども支援スキルアップ研修」の充実に加えて、行政以外の子育て支援に関わる人材が参加できる研修を充実。 (3) 子育て支援サービスを紹介するコーディネーター機能の強化。
今後の方向性 新たな施策	<ol style="list-style-type: none"> (1) 子育て世帯の集まる場所で身近な相談窓口を設置する活動を促進。 (2) 子育てひろばの従事者等、子育て支援者を対象にした研修を実施。 (3) 「子育てコンシェルジュ」(仮)の配置を検討。

施策目標	子育て支援のためのネットワークづくりと充実
取り組み	13 特別な支援が必要な子どもへの支援
目的	養育家庭（里親）制度についての認知を高めるとともに、支援の充実を図る。
計画上の取り組み (計画 P163)	・養育家庭（里親）制度の相談・支援体制の整備
進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「養育家庭制度」の周知 毎年1回、児童相談所と共催により養育体験発表会を開催し、市民に対する認知を進めている。 ・養育家庭の情報交換会の支援 児童相談所と連携し、地域子ども家庭支援センターみなみ野にて、「ほっとサロン」を開催し、情報交換の場を提供している。
現状と課題	・里親制度について、市民や関係機関における社会的認知は少しずつ進んでいるが、さらなる啓発が必要。
今後の方向性 新たな施策	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関に対しては、要保護児童対策地域協議会におけるより地域に密着したブロック会議の開催や、子ども支援スキルアップ研修等を通じて、理解を進める。 ・市民については、広報等様々な媒体を活用して、認知を進める。

施策目標	子育て支援のためのネットワークづくりと充実
取り組み	14 子育てのための環境づくり
目的	0～18歳までの切れ目のない支援を行い、子どもたちにとって身近な存在である児童館が、地域の子育てコーディネーターとしての役割を果たすことにより、子ども支援の充実を図る。
計画上の取り組み (計画 P164)	・児童館による子どもたちのためのコミュニティソーシャルワーク
進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの健全な遊び場や居場所の充実 中高生専用スペースの確保や音楽室の設置（4館）、ダンス講座等ニーズに合わせた講座の実施、実行委員会を組織しての自主的な企画・運営の支援（ボードゲーム大会等）を実施することで、中学生・高校生の利用促進を図った。 ・乳幼児活動の充実及び支援 乳幼児をもつ保護者に対して、子育て相談の窓口となるとともに、子育てひろばの提供や講座の開催を行い、身近な場所での子育て支援を行った。 ・子育てのための環境づくり 学校・PTA・青少対など地域の子育て支援に関わるメンバーと児童館地域連絡会を実施し、ネットワークづくりを行うとともに、遊びに関する情報提供や、こどもシティ、児童館まつり、出張児童館等の地域連携事業を実施。
現状と課題	<p>（1）中高生の居場所となる施設が少なく、現在、第4日曜日のみ開館のため、居場所のない子どもたちへの支援が十分でない。</p> <p>（2）児童館の近隣地域での関係機関・団体との連携は進んでいるが、児童館から遠方となる学校・青少対等の関係機関については、連携が進んでいない地域がある。</p> <p>（3）平成24年度の子ども・若者白書によると、子どもの頃の自然体験が多いほど意欲関心が高い大人になるとの結果があるが、自然体験活動の機会が減少している。</p> <p>（4）児童館においても、保護者からの相談件数が増加しており、子育て相談のしやすさや情報発信が期待されている。</p> <p>（5）現計画で「子育てのための環境づくりのコーディネーター」としての役割が明確化され、地域連携を深めてきたところであるが、一般的に「児童館」＝子どもの遊び場としての機能のみとの認識があり、その名称では実際の事業内容が市民に伝わりにくい。</p>
今後の方向性 新たな施策	<p>（1）子どもたちの居場所としての機能を強化するために、開館日の拡大を検討。</p> <p>（2）全市的な青少対・子ども会・学校等とのコーディネートや連携の強化。</p> <p>（3）キャンプ等の自然体験活動の充実。</p> <p>（4）専任職員の配置等により、子育てひろば事業を充実するとともに、利用者に適切な子育て支援情報を紹介するコーディネーター機能（利用者支援）を強化する。</p> <p>（5）「児童館」という名称を、事業内容に即した名称へ変更することを検討する。</p>

施策目標	子育て支援のためのネットワークづくりと充実
取り組み	15 障害児への理解を深めるための啓発
目的	地域や関係機関が障害児への理解を深めることで、保護者のニーズに応じた支援・情報提供や、子どもに対する適切な育ちの支援につなげる。
計画上の取り組み (計画 P165)	・発達障害の子どもに対して正しく理解する。
進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ・保育従事者への研修 保育園・幼稚園の保育従事者を対象に行う研修の中で、「発達障害に対する理解と支援」についての研修を行っている（平成25年度①152名②190名）。 ・保・幼・小連携の活動における研修と啓発 支援が必要な子どもの情報を学校に送る「就学支援シート」の研修会にて、障害への理解と保護者へのアプローチについて研修するとともに（平成20年度～）、市民向け講演会を実施している。 ・学校サポーター 学校サポーター育成講座を全6回実施し、障害児に関わる支援者の育成を行った。（平成25年度～328名） ・すぎな愛育園との交流会 公立保育園にて、障害のある子どもとの交流会を実施している。
現状と課題	<p>（1）保育従事者・教員・学童保育所等関係機関への障害児への理解は進んできたところである。今後は、子育てひろば等の身近な子育て支援施設の従事者に向けた障害児への理解や親子支援についての研修が必要。</p> <p>（2）親への支援については、障害児をもつ親同士が不安や悩みを受け止める場づくりが課題。</p> <p>（3）障害児施策は幅広い所管にまたがるため、所管課の情報共有や行動連携が必要となっている。</p>
今後の方向性 新たな施策	<p>（1）子育てひろば従事者に向けた研修の実施</p> <p>（2）平成27年度に新設する津久田保育園において、障害児がリハビリテーションできる設備を活用した子育てひろばを実施し、子どもと親への支援の充実を図る。</p>

施策目標	子どもの健全な遊び場や居場所の充実
取り組み	16 ボール遊び等活発な遊びができる場所の提供
目的	子どもがボール遊び等で活発な遊びができる環境を整えることで、子どもの健全な成長に資する。
計画上の取り組み (計画 P166)	・学校の校庭を利用した活発な遊びができる場の提供
進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後子ども教室の充実 学校において安全管理員の見守り等により、放課後の子どもたちの安全・安心な居場所を提供。市内70校中、53小学校区で実施。 ・公園情報の発信 活発に遊べる公園情報のホームページやリーフレットで周知した。
現状と課題	<p>（1）全ての小学校区で実施できるように、未実施校に対し働きかけを行っていく。</p> <p>（2）子どもたちが外遊びできる場が少ないため、近くの公園で安心して遊べるよう安全面を確保していくとともに、八王子の資源である自然を子どもたちの遊び場として活用していくプレーパークのような取り組みが求められている。</p>
今後の方向性 新たな施策	<p>（1）子どもの視点での公園の利用法を再検討。</p> <p>（2）指定管理者や市内NPOとともに、市内の公園等でプレーパークの実施を検討。</p>

施策目標	保育サービスの充実																											
取り組み	17 多様な保育ニーズへの対応																											
目的	待機児童の解消を図り、安心・安全な保育環境を整備するとともに、保護者の就労形態に合わせた保育サービスを提供し、安心して子育てできる環境づくりを図る。																											
計画上の取り組み (計画 P167)	<ul style="list-style-type: none"> 待機児解消への取り組み 家庭福祉員（保育ママ）の拡大 																											
進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> 待機児解消の取り組み 平成22～26年度において、保育サービス定員を1,084名増加し、待機児童数が265人減少した。 多様な保育ニーズへの対応 現計画で設定した目標事業量については、計画期間内での達成が見込まれている（下記）。 また、パートタイムで勤務する保護者に対応するため、平成23年度から定期利用保育を開始し、現在、民間10園・公立4園で実施している。 病児・病後児保育は、平成25年10月に1施設が閉鎖したが、平成26年4月から新たな施設が開設した。 <p style="text-align: center;">【目標事業量の達成状況】</p> <table border="1" data-bbox="623 752 1189 1049"> <thead> <tr> <th></th> <th>目標値</th> <th>26年度6月現在</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常保育</td> <td>9,920人</td> <td>10,417人</td> </tr> <tr> <td>延長保育</td> <td>76か所</td> <td>78か所</td> </tr> <tr> <td>トワイライトステイ</td> <td>6人+2か所</td> <td>6人+2か所</td> </tr> <tr> <td>ショートステイ</td> <td>6人+13か所</td> <td>8人+9か所</td> </tr> <tr> <td>ファミリー・サポート・センター</td> <td>1か所</td> <td>1か所</td> </tr> <tr> <td>家庭的保育</td> <td>26人</td> <td>23人</td> </tr> <tr> <td>認証保育所</td> <td>519人/16か所</td> <td>434人/12か所</td> </tr> <tr> <td>認定こども園</td> <td>4か所</td> <td>3か所</td> </tr> </tbody> </table>		目標値	26年度6月現在	通常保育	9,920人	10,417人	延長保育	76か所	78か所	トワイライトステイ	6人+2か所	6人+2か所	ショートステイ	6人+13か所	8人+9か所	ファミリー・サポート・センター	1か所	1か所	家庭的保育	26人	23人	認証保育所	519人/16か所	434人/12か所	認定こども園	4か所	3か所
	目標値	26年度6月現在																										
通常保育	9,920人	10,417人																										
延長保育	76か所	78か所																										
トワイライトステイ	6人+2か所	6人+2か所																										
ショートステイ	6人+13か所	8人+9か所																										
ファミリー・サポート・センター	1か所	1か所																										
家庭的保育	26人	23人																										
認証保育所	519人/16か所	434人/12か所																										
認定こども園	4か所	3か所																										
現状と課題	<p>(1) 共働き世帯が増加している社会状況において、本市の保育ニーズは今後も伸びることが予想される。待機児童の解消が引き続き取り組んでいく。</p> <p>(2) 病児・病後児保育事業については、現在市内3か所で実施している。八王子駅周辺のニーズへの対応など、市内全域をカバーしていくことが必要である。</p> <p>(3) ショートステイ・トワイライトステイについては、地域的な偏りと量の確保に向けて、保育する養育協力家庭の増加が必要。</p>																											
今後の方向性 新たな施策	<p>(1) 小規模保育の充実など、子ども・子育て支援新制度導入によるさらなる待機児解消の取り組み</p> <p>(2) 病児・病後児保育の量の確保</p> <p>(3) ショートステイ・トワイライトステイの預かり先となる養育協力家庭の確保</p>																											

施策目標	子育て支援のためのネットワークづくりと充実
取り組み	18 障害児保育の充実
目的	障害のある子どもが住み慣れた地域で安心して生活していくために、子どもの成長段階や障害に応じたきめ細かな対応や支援を行う。
計画上の取り組み (計画 P168)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児保育のための就労条件・保育要件の緩和と受け入れ枠の拡充 ・ 学童保育所における障害児保育の充実 ・ 巡回発達相談の充実
進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育要件の緩和 平成21年度に入所選考基準を改正し、障害児の入所については、指数の加点を実施している。 ・ 学童保育所における障害児保育 障害児については、小学校4年生まで受け入れの延長を実施。 ・ 巡回発達相談 平成24年度からは認証保育所にも実施するとともに、原則年2回実施し、発達に応じた適切なアドバイスをを行っている。
現状と課題	<ol style="list-style-type: none"> (1) 障害児の入所は、平成21年度と比較して平成25年度は70名増加したが、対象児童は増加傾向にある。 (2) 学童保育所においては、対象年齢が6年生となることへの対応が必要。 (3) 巡回発達相談については、対象児童が増加傾向にある中で、平成27年度以降の新制度移行に伴い、小規模保育へも対象が拡大する。
今後の方向性 新たな施策	<ol style="list-style-type: none"> (1) 障害児の入所申し込みに関しては、加点を見直すことで、より入所しやすい環境を整える。 (2) 対象年齢の拡大に伴う、受け入れ体制の充実を検討。 (3) 件数増加に対応するため、専門機関とのさらなる連携とともに、嘱託員の増により体制を強化。

施策目標	多様な働き方の実現
取り組み	19 多様な働き方に合わせた家庭と仕事の両立支援
目的	働きながら安心して子育てができる環境整備に向けて、企業内のワーク・ライフ・」バランスの推進を進める。
計画上の取り組み (計画 P169)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「ワーク・ライフ・バランス」の推進
進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「子育て応援企業」による啓発 仕事と子育ての両立支援等に取り組む企業を登録し、企業間での取り組み事例の共有や市民への情報発信を行った。(平成26年6月現在161事業所) また、子育て応援企業の取り組み紹介リーフレットを作成し、マル乳医療証に同封。(平成25年度・約3万部) / 「子育て応援企業通信」を発行し、キラリと光る取り組みを発信。(平成24年度～) ・ チラシや講座による啓発 ワーク・ライフ・バランスについての啓発チラシを作成し、市内企業へ配布した(平成21年度～)。東京都と共催により、年1回企業向けにワーク・ライフ・バランスの観点も含めた「労働セミナー」の開催を行った。
現状と課題	<ol style="list-style-type: none"> (1) 取り組みが進まない企業への効果的な周知や啓発について、市の横断的な情報共有が課題。 (2) 未就学児の保護者向けアンケートによると、子育て応援企業を知っていると回答した割合は42.4%であり、市民への周知が必要。 (3) 男性の育児参加率は低く、妻の育児負担感の軽減から第2子の出産につながらない一つの要因になっている。 (4) 地方自治体としての啓発のみならず、国の法改正やさらなる経済的支援の充実が必要。
今後の方向性 新たな施策	<ol style="list-style-type: none"> (1) 関係所管によるワークライフバランスについての連携会議の開催 (2) メールマガジン等を活用した子育て応援企業の認知度の向上の取り組み(現在42.4%→31年度80%)。 (3) 父親の育児参加を進める啓発方法の検討。

第3次子ども育成計画
「ビジョン すくすく はちおうじ（仮）」
策定ワーキングチーム 中間報告

- I 策定経緯・キーワード
- II 基本理念・視点
- III 施策体系
- IV 目次
- V 計画イメージ

I-1 ワーキングチーム策定の経緯

第1回	平成26年4月21日(月)	概要説明・意見交換
第2回	平成26年5月19日(火)	基本理念について
第3回	平成26年5月27日(火)	基本理念・施策について
第4回	平成26年6月10日(火)	視点・体系図・施策について

I-2 ワーキングチームで提案されたキーワード

まちづくり

- ・子育てプロモーション。子育て楽しい発信。若いときから子育ての楽しいイメージをもってもらおう。
- ・選択される都市としての八王子、子どもたちが戻ってくるまちとしての八王子。
- ・子育て支援は、地域の文化やアイデンティティーを残すということ。
- ・未来が見えるまち。子どもに選ばれる・未来に選ばれる。
- ・今までのことに一つ添えてあげることで、生まれる大切さ。+1活動

子ども

- ・子育て・若者に選択されるまちづくりをどうつくるのか。
- ・子どもが主役。八王子を生かして育つと、八王子が好きになり、地域を育てる側にまわる。
- ・子どもの参画。子どもの意見を取り入れることで、子どもがまちのリーダーに。
- ・子どもたちを信じ、子どもとしての市民権、決定権がある。君たちが主役だ！
- ・毎日の繰り返し子どもを育てる。
- ・八王子の豊かな自然や地域との関わりの中で子どもが育つ。
- ・子どもたちの安心と安全が守られるまち
- ・子どもにやさしいまち

親

- ・親も育つ。子どもも親も地域も育つ。
- ・ワンストップサービスで、子育てにやさしいまち。普通の身近な場所での寄り添い方の子育て支援ができる。安心して子育てができる。
- ・少子化対策の視点。多子軽減など、第2子・第3子産んでもらうための工夫・ごほうび。
- ・働きながら子育てしやすい環境づくり。父親の育児参加。

地域

- ・NPO 地域の人材の活用。活躍の場。

【基本理念】 みんなで育てる みんなが育つ 八王子（仮）

未来をひらく

・私たちのまち八王子は、高尾・陣馬の山並みや、浅川の清流、美しい夕焼けの風景など、やさしさとうるおいのある自然にいだかれた故郷です。また、古くから交通の要衝として人々が交流し、賑わいの中で先人たちの知恵が響き合って発展してきました。自然と歴史に恵まれたこのまちの魅力を次世代へ引き継ぎ、みんなが生きる喜びと幸せを感じられる八王子を実現していくためには、次代を担う子どもたちが夢と希望をもって、このまちに誇りを感じることが大切です。このまちで育てる、このまちで育つことで、夢と希望が未来に見えること、地域の文化・歴史やアイデンティティを継承していく誇りを育むことをめざします。

夢や権利を 護る

・すべての子どもたちの夢や権利を護ります。
・虐待・貧困・いじめ・障害など子どもを取り巻く環境がどのような状況にあっても、生きる・学ぶ・育つ権利が守られることは最優先です。次代を担う子どもたちの幸せを第1に考え、子どもたちが主役のまちをめざします。八王子らしい学び、遊び、居場所の環境をつくることで、誰もが安心して子育てができ、誰もが安全に育つことができると考えます。
・また、子どもの豊かな経験や育ちが生まれるように、子どもの参画も一層進めていきます。

育つ育てる 楽しいまち

・人口減少社会を控え、子どもを産み育てることは地域社会の連携と協力が必要です。そして何よりも「楽しく」「喜び」をもって子育てができる環境が大切です。子育てをする家庭の負担を軽減する環境づくりはもちろん、子どもの成長に応じて連続した切れ目のない支援を地域の人々と一緒にすすめていきます。中核市としての誇りと誉れが感じられるように、八王子らしい地域ネットワークを活用して、支援から一歩先、子どもの生きる力を育み、親も地域も育つまち、楽しんでみんなで育てる、みんなが育つことが出来るまちを、オール八王子でめざします。

Ⅲ 施策体系

視点	4つの基本方針	17の基本施策	実現にむけた、42の具体的施策
<p>■ ■ ■ 未育 来やつ を権育 を権育 をひを らくを 護る 楽 しい まち</p>	<p>子育ち・権利</p> <p>1 次代を担う 子どもの育成</p>	(1) 幼児期の教育・保育の質の向上	<p>新 1 生きる力の基礎となる幼児期の教育・保育の質の向上</p> <p>新 2 保・幼・小連携の推進</p>
		(2) 子どもの生きる力(生き抜く力)を育む環境の充実	<p>3 放課後の遊び場や居場所の充実</p> <p>4 社会性や豊かな感性を育む多様な体験機会の充実</p> <p>新 5 赤ちゃん・ふれあい事業などによる次代の親の育成</p>
		(3) 子どもの権利を大切にすまちづくり	<p>6 子どもの意見表明・子どもの声をきくくみの充実</p> <p>7 子どもの権利を大切にすまちづくり</p>
		(4) 子どもが安全に暮らせるまちづくり	<p>8 子どもの事故等を防ぐ取り組みの推進</p> <p>9 地域力を生かした防犯対策</p>
	<p>子育て</p> <p>2 家庭の子育て力を 支えるしくみづくり</p>	(5) 働きながら子育てしやすい環境づくり	<p>10 保育環境の整備・拡充による待機児解消</p> <p>11 多様な保育サービスの充実</p> <p>12 子育てと仕事が両立できる雇用環境に向けて企業啓発を推進</p>
		(6) 安心な妊娠・出産のための支援の充実 (切れ目のない母子保健サービスの充実)	<p>13 父親の子育て参加を促進</p> <p>14 妊娠・出産期からの虐待防止対策</p> <p>15 親と子の健康づくり</p>
		(7) 子育てに関する相談・居場所の充実	<p>16 育てにくさを感じる子育てに寄り添う支援</p> <p>新 17 子育てひろば(地域子育て支援拠点事業)の充実</p> <p>新 18 子育てコンシェルジュによる妊娠からの相談支援(利用者支援・ワンストップサービス)</p>
		(8) 子育て家庭への支援の充実	<p>19 子育て家庭への経済的負担軽減の充実</p> <p>新 20 在宅子育て家庭への支援の充実</p>
		(9) 親の子育て力発揮への支援	<p>21 子どもと一緒に安心して外出できる環境整備</p> <p>新 22 家庭の子育て力を向上する機会の充実</p> <p>23 食育の推進</p>
	<p>地域</p> <p>3 子どもと家庭を 育むまちづくり</p>	(10) 子育てプロモーションの推進	<p>新 24 時代に即した子育て情報発信の充実</p> <p>新 25 「八王子で子育て楽しい」発信事業</p>
		(11) 参画・連携による子育てのまちづくり	<p>26 子育てボランティアの育成と支援</p> <p>27 企業参加による地域の子育て支援の充実</p> <p>28 健全育成団体への支援による地域の子育て活動の充実</p>
		(12) 子育て支援に関わる人材の育成	<p>29 子育て支援に関わる人材のスキルアップの機会の充実</p> <p>新 30 子育てに関わるNPO等担い手の育成</p>
	<p>要支援</p> <p>4 配慮が必要な 子どもと家庭を支える 環境づくり</p>	(13) 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実	<p>31 予防の観点を含めた早期発見・対応のしくみの充実</p> <p>32 要保護児童対策協議会の充実</p>
		(14) ひとり親家庭への支援の充実	<p>33 生活支援・就労支援の充実</p> <p>新 34 ひとり親家庭で育つ子どもへの支援の充実</p> <p>新 35 父子家庭への支援の充実</p>
		(15) 障害など特に配慮が必要な子供と家庭への支援の 充実	<p>36 障害の早期発見・早期支援の充実</p> <p>37 一貫した障害児施策の推進</p> <p>38 障害児保育や障害児の居場所づくりの推進</p> <p>39 外国人家庭への子育て支援</p>
		(16) 子どもの貧困対策の推進	<p>新 40 学習支援の推進</p>
		(17) 社会的自立が困難な若者への支援体制の充実	<p>新 41 相談や支援体制の充実</p> <p>新 42 若者の居場所づくり・就労支援の推進</p>

【基本理念】 みんなで育てる みんなが育つ 八王子(仮)

中核市移行や子ども・子育て支援新制度導入で、

IV 目次

第1章 計画の概要

- 1 計画策定の背景と趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の対象範囲
- 4 計画の期間
- 5 これまでの取り組みの成果と課題(A)

第2章 八王子市の子どもや家庭を取り巻く環境の変化(B)

- 1 現状(データ)
出生率(少子化)・未婚率・就労形態多様化・勤務時間増加・女性の労働力減少・
子育て負担感増・児童虐待件数増 等
- 2 国の子ども・子育て支援の動向(B)

第3章 計画の目指すもの

- 1 重点課題の設定(AとBをふまえて)
- 2 基本理念
- 3 計画の視点(前計画との違い・八王子の特色)
- 4 施策体系

第4章 実現に向けた施策の推進

- 1 施策番号 1
- 2 // 2
- 3 // 3 . . .

第5章 計画の推進体制

- 1 推進体制
- 2 評価指標・方法

【コラム】

- ・各施設の役割(公立保育園・児童館・子ども家庭支援センター)
- ・赤ちゃん・ふれあい事業
- ・児童館の地域を巻き込んだ体験活動
- ・ひとり親家庭居場所づくりモデル事業(予定)
- ・父親の育児参加(パパ会)
- ・子育て応援団Beeネットの活動
- ・子育て応援企業の取り組み
- ・赤ちゃん・ふらっと設置促進
- ・さまざまな子育てひろば
- ・食育活動(モグモグ学習会・児童館の取り組み・保育園)
- ・保・幼・小連携(就学支援シートなど)
- ・子どもの意見発表会

資料編

- I 策定経過
- II 子ども・子育て支援審議会
- III 提言書

施策番号 10 3 子どもと家庭を育むまちづくり

(11) 参画・連携による子育てのまちづくり

目指す姿

少子化や核家族の進行に伴い、希薄化した地域社会におけるつながりは、地域が子育てに関わる力を低下させ、家庭の子育てに対する不安や負担の増大を招いています。

これらの解消を図るために、子どもや子育て家庭に対する地域活動を通じて、地域全体で子どもを育てる体制づくりを支援します。

● 現状と課題 ●

少子化や核家族の進行に伴い、希薄化した地域社会におけるつながりは、地域が子育てに関わる力を低下させ、家庭の子育てに対する不安や負担の増大を招いています。

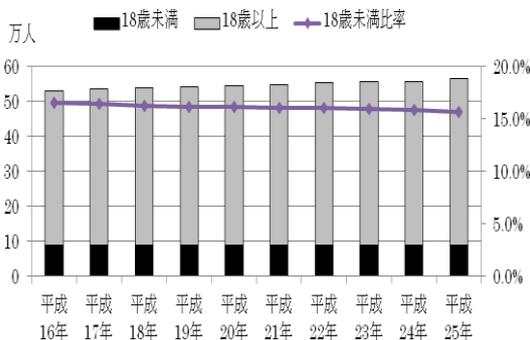
これらの解消を図るために、子どもや子育て家庭に対する地域活動を通じて、地域全体で子どもを育てる体制づくりを支援します。

これらの解消を図るために、子どもや子育て家庭に対する地域活動を通じて、地域全体で子どもを育てる体制づくりを支援します。

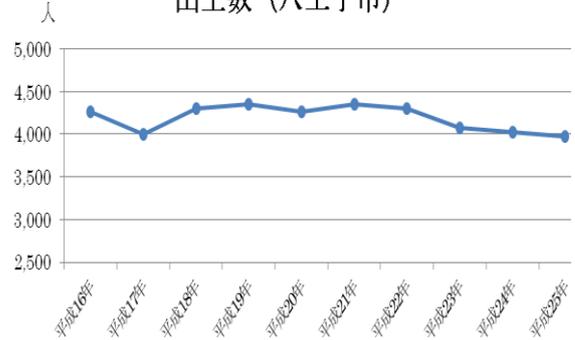
これらの解消を図るために、子どもや子育て家庭に対する地域活動を通じて、地域全体で子どもを育てる体制づくりを支援します。

SAMPLE

市内人口と18歳未満の人口



出生数 (八王子市)



● 関連する計画・条例 ●

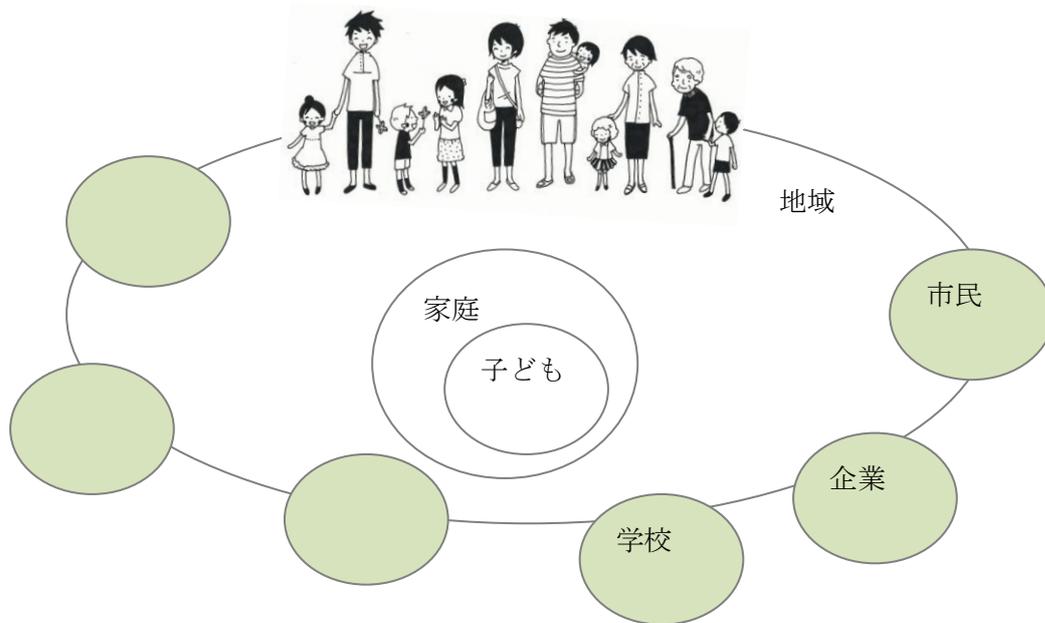
市民参加条例、第8次行財政改革大綱

行政と市民活動団体 (NPO) との協働のあり方に関する基本方針

● 施策の方向性 ●

- ・子育て機関や市民活動団体・事業者などが連携し、子どもの健やかな成長を支えるためにネットワークを構築することで、一人ひとりの子どもの成長を連続的にとらえ、地域ぐるみで継続的に支援できる体制を整えます。
- ・子育て機関や市民活動団体・事業者などが連携し、子どもの健やかな成長を支えるためにネットワークを構築することで、一人ひとりの子どもの成長を連続的にとらえ、地域ぐるみで継続的に支援できる体制を整えます。
- ・子育て機関や市民活動団体・事業者などが連携し、子どもの健やかな成長を支えるためにネットワークを構築することで、一人ひとりの子どもの成長を連続的にとらえ、地域ぐるみで継続的に支援できる体制を整えます。
- ・子育て機関や市民活動団体・事業者などが連携し、子どもの健やかな成長を支えるためにネットワークを構築することで、一人ひとりの子どもの成長を連続的にとらえ、地域ぐるみで継続的に支援できる体制を整えます。

SAMPLE



● 主な取り組み ●

- ・子育てボランティアの育成と支援
- ・企業参加による地域の子育て活動の充実
- ・健全育成団体や青少年団体が行う活動への支援の充実
- ・地域住民による見守り体制づくり

● 取り組み内容と目標設定 ●

1 子育てボランティアの育成と支援

子育て機関や市民活動団体・事業者などが連携し、子どもの健やかな成長を支えるためにネットワークを構築することで、一人ひとりの子どもの成長を連続的にとらえ、地域ぐるみで継続的に支援できる体制を整えます。

子育て機関や市民活動団体・事業者などが連携し、子どもの健やかな成長を支えるためにネットワークを構築することで、一人ひとりの子どもの成長を連続的にとらえ、地域ぐるみで継続的に支援できる体制を整えます。



【主な事業】 子育て応援団 Bee ネットの活動支援

施策に対する指標	現状値	目標値（平成31年度）
子育て応援団 Bee ネット登録者数	●●●人	●●●人

2 企業参加による地域の子育て支援の充実

子育て機関や市民活動団体・事業者などが連携し、子どもの健やかな成長を支えるためにネットワークを構築することで、一人ひとりの子どもの成長を連続的にとらえ、地域ぐるみで継続的に支援できる体制を整えます。

子育て機関や市民活動団体・事業者などが連携し、子どもの健やかな成長を支えるためにネットワークを構築することで、一人ひとりの子どもの成長を連続的にとらえ、地域ぐるみで継続的に支援できる体制を整えます。

【主な事業】 子育て応援企業登録制度・赤ちゃん・ふらっとの設置促進

施策に対する指標	現状値	目標値（平成31年度）
子育て応援企業 業登録企業数	●●社	●●社

3 健全育成団体や青少年団体が行う活動への支援の充実

子育て機関や市民活動団体・事業者などが連携し、子どもの健やかな成長を支えるためにネットワークを構築することで、一人ひとりの子どもの成長を連続的にとらえ、地域ぐるみで継続的に支援できる体制を整えます。

子育て機関や市民活動団体・事業者などが連携し、子どもの健やかな成長を支えるためにネットワークを構築することで、一人ひとりの子どもの成長を連続的にとらえ、地域ぐるみで継続的に支援できる体制を整えます。

【主な事業】 青少年健全育成活動団体への支援・子ども会やボーイ・ガールスカウトへの支援

